別紙3

高崎市の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（18年度末）	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 18年度の人件費率
18年度	人 341,197	千円 119,895,914	千円 4,161,316	千円 22,075,778	% 18.4	% 17.8

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
18年度	人 2,265	千円 9,664,431	千円 1,481,461	千円 3,938,379	千円 15,084,271	千円 6,660

(参考)特例市平均 一人当たり給与費
千円 7,024

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数は、１８年４月１日現在の人数である。

(3) 特記事項

H18.10.1に榛名町と合併

(4) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

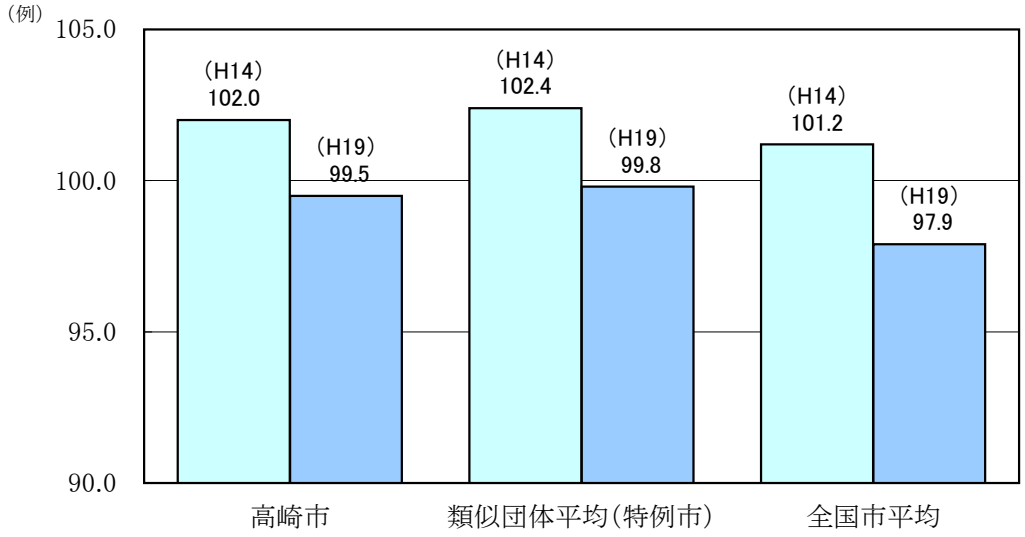

（注）１　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

　　２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数（平成19年4月1日現在）　９９．５

（注）H19.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（１９年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
高崎市	43.5　歳	348,854　円	409,860　円	390,430　円
群馬県	43.8　歳	361,218　円	428,984　円	392,230　円
国	40.7　歳	325,724　円	―	383,541　円
類似団体	43.9　歳	353,917　円	455,293　円	410,211　円

②技能労務職

区　分		公務員					民間			参考
		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
高崎市		48.11歳	259 人	320,679　円	357,464　円	356,154　円	－	－	－	－
	うち学校給食員	44.8歳	93 人	271,716　円	289,403　円	289,241　円	調理士	42.3　歳	276,900　円	1.05
	うち清掃職員	50.6歳	56 人	338,177　円	387,615　円	371,158　円	廃棄物処理	43.3　歳	299,800　円	1.29
	うち用務員	51.9歳	67 人	346,568　円	395,045　円	375,719　円	用務員	53.9　歳	227,200　円	1.74
	その他	50.8歳	43 人	340,372　円	382,522　円	368,570　円	－	－	－	－
群馬県		47.3歳	223 人	321,040　円	353,567　円	340,839　円	－	－	－	－
国		48.8歳	5,193人	287,094　円	－	320,514　円	－	－	－	－
類似団体		46.0歳	286 人	328,327　円	392,188　円	367,795　円	－	－	－	－

区　分		参考 年収ベース(試算値)の比較		
		公務員（C）	民間（D）	C／D
高崎市		－	－	－
	うち学校給食員	4,776,636　円	3,322,800　円	1.44
	うち清掃職員	6,297,480　円	3,597,600　円	1.75
	うち用務員	6,420,440　円	2,726,400　円	2.35

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と区分の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高崎市	45.7　歳	424,975　円	484,874　円
群馬県	43.9　歳	399,987　円	447,525　円
類似団体	43.4　歳	357,022　円	412,881　円

（注）１　「平均給料月額」とは、１９年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（１９年４月１日現在）

区　　分		高 崎 市	群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	175,300 円	170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	141,700 円	138,400 円
技能労務職	高 校 卒	145,100 円	137,300 円	135,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（１９年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	296,083 円	342,549 円	378,069 円
	高 校 卒	256,571 円	294,200 円	352,606 円
技能労務職	高 校 卒	213,060 円	272,100 円	304,579 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（１９年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
８　級	部　　長	人 24	% 1.6
７　級	課　　長	人 30	% 2.0
６　級	課　　長	人 94	% 6.4
５　級	課　長　補　佐	人 307	% 20.7
４　級	係　　長	人 335	% 22.6
３　級	主　　任	人 498	% 33.6
２　級	主　　事	人 166	% 11.2
１　級	主　事　等	人 26	% 1.8

（注）１　高崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

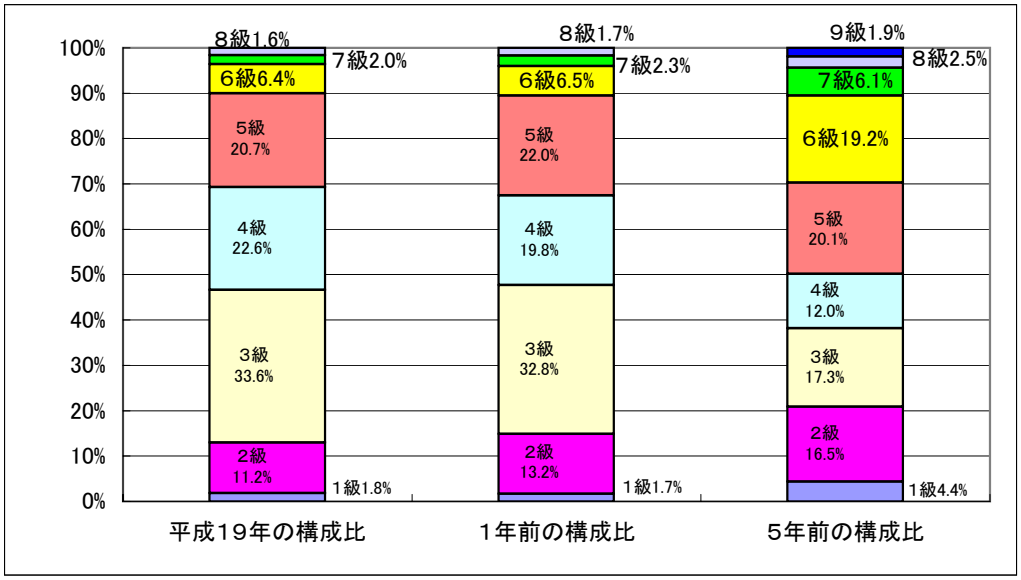

（注）平成１８年に９級制から８級制に変更している。（旧給料表の３級及び４を統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第４０条に基づき、毎年１０月１日を評定日として、部長、課長を除く職員に対して勤務成績の評定を実施している。昇給時に、評定結果を反映させている。

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高　崎　市	群　馬　県	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,684　千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,907　千円	―
(18年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.0　月分　1.45　月分 (　1.6　)月分　(　0.75　)月分	(18年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.0　月分　1.45　月分 (　1.6　)月分　(　0.75　)月分	(18年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.0　月分　1.45　月分 (　1.6　)月分　(　0.75　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理監督者加算　15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理者加算　10～25%

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

①成績の判定	②支給率	③適用できる職員の割合
１．極めて優れている	１…＋0.2月	１．「２」の区分に該当する職員のうち100分の20以下
２．優れている	２…＋0.1月	２．100分の15以下
３．良好である	３…±0月	３．－
４．やや劣っている	４…－0.1月	４．制限なし
５．劣っている	５…－0.2月	５．制限なし

(2) 退職手当（１９年４月１日現在）

高　崎　市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50　月分	30.55　月分	勤続20年	23.50　月分	30.55　月分
勤続25年	33.50　月分	41.34　月分	勤続25年	33.50　月分	41.34　月分
勤続35年	47.50　月分	59.28　月分	勤続35年	47.50　月分	59.28　月分
最高限度額	59.28　月分	59.28　月分	最高限度額	59.28　月分	59.28　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2～20%	
(退職時特別昇給		)			
1人当たり平均支給額	1,966　千円	24,596　千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（１９年４月１日現在）

支給実績(18年度決算)			96,535　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)			43,899　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
高崎市	2　%	2,220　人	2　%

（２２年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
高崎市	3　%	3　%

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（１９年４月１日現在）

支給実績(18年度決算)	21,748 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	86,992 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	11.0 %
手当の種類(手当数)	9種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	日額 500円
税務手当	納税課	徴税の事務に従事した職員	日額 300円
水質等試験手当	環境政策課	河川の水、工場排水その他有害物質の採取又は分析試験の業務に従事した職員	日額 200円
清掃業務手当	清掃管理課	夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)以外の期間にごみ収集又はごみ処理の業務に従事した職員	日額 700円
	清掃管理課	夏季期間にごみ収集又はごみ処理の業務に従事した職員	日額 800円
	清掃管理課	道路等における犬、猫等の死体処理の業務に従事した職員	1回 100円加算
社会福祉業務手当	社会福祉課	生活保護、障害者福祉又は児童福祉に係る現業を行う職員	月額 5,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	社会福祉課	行旅病人の救護業務に従事した職員	1回 2,000円
	社会福祉課	行旅死亡人の取扱業務に従事した職員	1回 5,000円
土木業務手当	道路維持課	道路、橋りょう、河川等の補修又は舗装の業務に従事した職員	日額 200円
用地取得等交渉業務手当	市街地整備課	土地の取得等の交渉業務に従事した職員	日額 200円
浄水場等業務手当	建設課	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	日額 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	251,126 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	118 千円
支給実績（18年度決算）	201,175 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	89 千円

(6) その他の手当（１９年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 扶養親族たる父母等6,500円(職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人については11,000円) 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についてはそれぞれ5,000円を加算	同じ		257,832 千円	280,558 円
住居手当	1 月額12,000円を超える家賃を支払う職員に家賃月額により月額27,000円を限度に支給 2 自己の所有する住宅月額4,500円	一部異なる	自己の所有する住宅の支給額	151,324 千円	145,086 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額55,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満 4,500円 5km以上10km未満 5,500円 10km以上15km未満 8,500円 15km以上20km未満 11,600円 20km以上25km未満 14,600円 25km以上30km未満 17,600円 30km以上35km未満 20,700円 35km以上40km未満 23,700円 40km以上45km未満 26,800円 45km以上50km未満 29,800円 50km以上 32,800円	一部異なる	交通用具使用者の支給額	157,065 千円	98,846 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して職務の特殊性に基づき支給	同じ		477,287 千円	817,273 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給	同じ		11,293 千円	35,851 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 日直手当 4,200円	同じ		5,171 千円	56,825 円

管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に給する。 部長　10,000円 課長　8,500円 課長補佐　7,000円 係長　6,000円	同じ		2,729　千円	20,366　円

５　特別職の報酬等の状況（１９年４月１日現在）

区分		給料月額等		
				(参考)類似団体における最高／最低額
給料報酬	市区町村長	1,100,000 円 (円)		1,130,000 円／ 736,800 円
	副市町村長	880,000 円 (円)		950,000 円／ 722,500 円
	議長	635,000 円 (円)		851,000 円／ 536,000 円
	副議長	605,000 円 (円)		769,000 円／ 468,000 円
	議員	570,000 円 (円)		680,000 円／ 433,400 円
期末手当	市長 副市長	(18年度支給割合) 4.45 月分		
	議長 副議長 議員	(18年度支給割合) 4.45 月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	1,100,000円×在職月数×0.5	26,400,000円	退職時
	副市長	880,000円×在職月数×0.3	12,672,000円	退職時
	備考			

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。

２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 部門			職員数 平成18年	職員数 平成19年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	19	18	△ 1	
		総務	389	415	26	合併による増・電算業務委託拡大
		税務	143	158	15	合併による増
		民生	359	391	32	合併による増・総合福祉センター開設
		衛生	150	205	55	合併による増・ごみ収集業務委託拡大
		労働	4	4	0	
		農林水産	70	80	10	合併による増
		商工	37	43	6	合併による増
		土木	297	296	△ 1	
		計	1,468	1,610	142	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 47.19 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 46.87 人)
	教育部門		645	659	14	
	小計		2,113	2,269	156	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 66.50 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.73 人)
公営企業会計部門	水道		96	97	1	浄水場委託拡大
	下水道		86	85	△ 1	
	その他		83	91	8	合併による増
	小計		265	273	8	
合計			2,378 [2,450]	2,542 [2,630]	164 [180]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 74.50 人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（１９年４月１日現在）

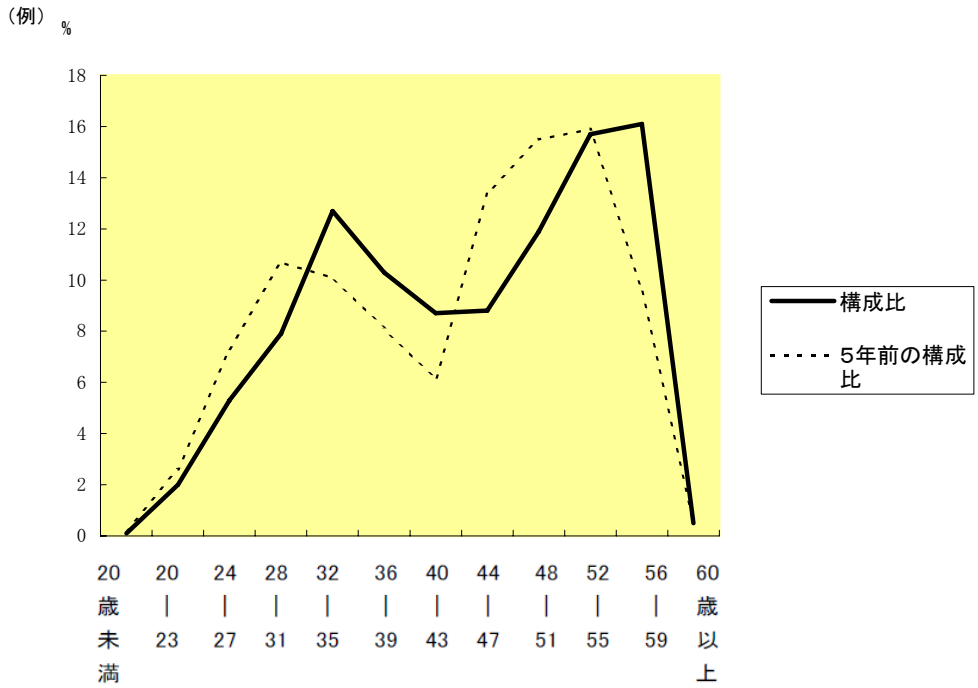

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 51	人 135	人 202	人 322	人 261	人 222	人 224	人 301	人 400	人 410	人 13	人 2,542

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成１７年４月１日～平成２２年４月１日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 2,621	人 2,430	人 191	% 7.3

（参考）高崎市経営改革実施計画改訂版（高崎市集中改革プラン）
における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始　期	終　期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	削減数191人 削減率7.3%

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

部門	区分	17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17～19年 計	(参考) 数値目標
一般行政	職員数	2,621	2,598	2,542	2,517	2,473	2,430	－	2,430
	増減		△ 23	△ 56	△ 25	△ 44	△ 43	△79(41.4%)	△ 191
計	職員数							－	
	増減								

（注）１　計画期間は、１７年～２２年の５年間である。
２　（　%）内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
３　増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。
４　一般行政の職員数に公営企業職員を含む

7　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 17年度の総費用に占める職員給与費比率
18年度	千円 6,116,026	千円 252,080	千円 853,054	% 13.9	% 14.1

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
18年度	人 102	千円 466,146	千円 70,577	千円 192,254	千円 728,977	千円 7,147

(参考)市町村平均一人当たり給与費
千円 6,895

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、１９年３月３１日現在の人数である。

イ　特記事項

H18.10.1に榛名町と合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（１９年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
高　崎　市	47.5　歳	390,581　円	595,583　円
団 体 平 均	45.3　歳	375,666　円	572,943　円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

高　崎　市	市町村平均(政令指定都市を除く)
1人当たり平均支給額(18年度) 1,732　千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,785　千円
(18年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 3.0　月分　1.45　月分 (　1.6　)月分　(　0.75　)月分	(18年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 －　月分　－　月分 (　－　)月分　(　－　)月分
(加算措置の状況) ・役割加算　5～20% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注）(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（１９年４月１日現在）

高　崎　市			市町村平均(政令指定都市を除く)		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	23.50　月分	27.30　月分	勤続20年	－　月分	－　月分
勤続25年	33.50　月分	42.12　月分	勤続25年	－　月分	－　月分
勤続35年	47.50　月分	59.28　月分	勤続35年	－　月分	－　月分
最高限度額	59.28　月分	59.28　月分	最高限度額	－　月分	－　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	2～20%	その他の加算措置		
(退職時特別昇給		)	(退職時特別昇給		)
1人当たり平均支給額	0　千円	24,024　千円	1人当たり平均支給額	千円	16,217　千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、１８年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当

（１９年４月１日現在）

支給実績（18年度決算）		4,792　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		46,524　　円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
高崎市	2　%	97　人	2　%

（２２年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
高崎市	3　%	3　%

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ　特殊勤務手当（１９年４月１日現在）

支給実績（18年度決算）		692　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		22,323　　円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）		30.4　　%	
手当の種類（手当数）		7種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地取得等交渉業務手当		土地の取得等の交渉業務に従事した職員	日額　200円
料金等徴収・停水業務手当	各上下水道事務所	水道料金等の滞納整理又は給水停止処分の執行の業務に従事した職員	日額　300円
修繕等業務手当	各上下水道事務所 給水課維持管理事務所	給配水管等の修繕又は漏水調査の業務に直接従事した職員	日額　200円
浄水場等業務手当	浄水課水源	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	日額　200円
水質等試験手当	各上下水道事務所 維持管理課	下水等の水質試験又はこれに伴う汚水、汚泥の採取等の業務に従事した職員	日額　200円
下水処理業務手当	水質浄化センター	1　夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)以外の期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	日額　700円
		2　夏季期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	日額　800円
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	日額　500円

オ　時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	10,850 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	111 千円
支給実績（18年度決算）	8,129 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	77 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ　その他の手当（１９年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 扶養親族たる父母等6,500円(職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人については11,000円) 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についてはそれぞれ5,000円を加算	同じ		16,919 千円	222,618 円
住居手当	1 月額12,000円を超える家賃を支払う職員に家賃月額により月額27,000円を限度に支給 2 自己の所有する住宅月額4,500円	一部異なる	自己の所有する住宅の支給額	6,796 千円	89,421 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額55,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満 4,500円 5km以上10km未満 5,500円 10km以上15km未満 8,500円 15km以上20km未満 11,600円 20km以上25km未満 14,600円 25km以上30km未満 17,600円 30km以上35km未満 20,700円 35km以上40km未満 23,700円 40km以上45km未満 26,800円 45km以上50km未満 29,800円 50km以上 32,800円	一部異なる	交通用具使用者の支給額	6,887 千円	78,115 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して職務の特殊性に基づき支給	同じ		22,975 千円	696,212 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 日直手当 4,200円	同じ		3,327 千円	332,700 円

管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に給する。 部長　10,000円 課長　8,500円 課長補佐　7,000円 係長　6,000円	同じ		62　千円	7,750　円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

→6(3)②を参照

(2)　公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 17年度の総費用に占める職員給与費比率
18年度	千円 7,369,987	千円 146,107	千円 534,146	% 7.2	% 8.5

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
18年度	人 90	千円 389,222	千円 60,649	千円 159,491	千円 609,362	千円 6,771

(参考)市町村平均一人当たり給与費
千円 6,866

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数は、１９年３月３１日現在の人数である。

イ　特記事項

H18.10.1に榛名町と合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（１９年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
高　崎　市	46.3　歳	383,406　円	602,000　円
団 体 平 均	44.4　歳	373,334　円	571,401　円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

高　崎　市	市町村平均(政令指定都市を除く)
1人当たり平均支給額(18年度) 1,697　千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,766　千円
(18年度支給割合) 期末手当　3.0　月分 (　1.6　)月分 勤勉手当　1.45　月分 (　0.75　)月分	(18年度支給割合) 期末手当　－　月分 (　－　)月分 勤勉手当　－　月分 (　－　)月分
(加算措置の状況) ・役割加算　5～20% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注）(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（１９年４月１日現在）

高　崎　市			市町村平均(政令指定都市を除く)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50　月分	27.30　月分	勤続20年	－　月分	－　月分
勤続25年	33.50　月分	42.12　月分	勤続25年	－　月分	－　月分
勤続35年	47.50　月分	59.28　月分	勤続35年	－　月分	－　月分
最高限度額	59.28　月分	59.28　月分	最高限度額	－　月分	－　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	2～20%	その他の加算措置		
(退職時特別昇給		)	(退職時特別昇給		)
1人当たり平均支給額	0　千円	24,509　千円	1人当たり平均支給額	千円	13,309　千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、１８年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ　地域手当

（１９年４月１日現在）

支給実績（18年度決算）			4,187　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）			46,522　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
高崎市	2　%	90　人	2　%

（２２年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
高崎市	3　%	3　%

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ　特殊勤務手当（１９年４月１日現在）

支給実績（18年度決算）			2,374　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）			71,939　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）			36.7　%
手当の種類（手当数）			7種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地取得等交渉業務手当		土地の取得等の交渉業務に従事した職員	日額　200円
料金等徴収・停水業務手当	各上下水道事務所	水道料金等の滞納整理又は給水停止処分の執行の業務に従事した職員	日額　300円
修繕等業務手当	各上下水道事務所 給水課維持管理事務所	給配水管等の修繕又は漏水調査の業務に直接従事した職員	日額　200円
浄水場等業務手当	浄水課水源	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	日額　200円
水質等試験手当	各上下水道事務所 維持管理課	下水等の水質試験又はこれに伴う汚水、汚泥の採取等の業務に従事した職員	日額　200円
下水処理業務手当	水質浄化センター	1　夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)以外の期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	日額　700円
		2　夏季期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	日額　800円
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	日額　500円

オ　時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	12,498 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	137 千円
支給実績（18年度決算）	5,918 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	65 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ　その他の手当（１９年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 扶養親族たる父母等6,500円(職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人については11,000円) 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についてはそれぞれ5,000円を加算	同じ		14,380 千円	217,879 円
住居手当	1 月額12,000円を超える家賃を支払う職員に家賃月額により月額27,000円を限度に支給 2 自己の所有する住宅月額4,500円	一部異なる	自己の所有する住宅の支給額	6,257 千円	102,574 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額55,000円を限度) 2 交通用具使用者 2km以上5km未満 4,500円 5km以上10km未満 5,500円 10km以上15km未満 8,500円 15km以上20km未満 11,600円 20km以上25km未満 14,600円 25km以上30km未満 17,600円 30km以上35km未満 20,700円 35km以上40km未満 23,700円 40km以上45km未満 26,800円 45km以上50km未満 29,800円 50km以上 32,800円	一部異なる	交通用具使用者の支給額	6,017 千円	75,213 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して職務の特殊性に基づき支給	同じ		21,479 千円	715,967 円

管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に給する。 部長　10,000円 課長　8,500円 課長補佐　7,000円 係長　6,000円	同じ		39　千円	7,800　円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

→6（3）②を参照